

## 船員災害防止活動の促進に関する法律

### 1 . 案内情報

手続名	:	決算関係書類の提出
手続根拠	:	船員災害防止活動の促進に関する法律第55条
手続対象者	:	船員災害防止協会
提出時期	:	通常総会の終了日から1ヶ月以内。
提出方法	:	事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を厚生労働大臣及び国土交通大臣に提出する。
手数料	:	なし
添付書類・部数	:	なし
申請書様式	:	なし
記載要領・記載例	:	なし

### 2 . 窓口情報

提出先：国土交通省海事局船員部労働基準課  
受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。  
相談窓口：上記提出先

### 3 . 手続情報

審査基準	:	—
標準処理期間	:	—
不服申立方法	:	—